

田川市個人設置・公的管理型浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

平成5年3月15日
告示第6号

最終改正 令和3年8月告示第177号

(趣旨)

第1条 この告示は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、田川市補助金交付規則（平成9年規則第14号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この告示において「浄化槽」とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 法第4条第1項の規定による浄化槽からの放流水の水質の技術上の基準に適合していること。
 - (2) 浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領（全国浄化槽推進市町村協議会要領。以下「要領」という。）の登録の対象となる浄化槽にあつては、要領第5条第2項の規定により登録された浄化槽であること。
 - (3) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛浄第34号。以下「国庫補助指針」という。）が適用される浄化槽にあつては、国庫補助指針に適合していること。
- 2 この告示において「専用住宅」とは、主に居住の用に供する建物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。
 - 3 この告示において「単独浄化槽」とは、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条第3号に規定するみなし浄化槽をいう。
 - 4 この告示において「くみ取便槽」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定するくみ取便所の便槽をいう。
 - 5 この告示において「転換」とは、単独浄化槽又はくみ取便槽（いずれも平成31年3月31日までに設置されたものに限る。）の使用を廃止し、その代替となる浄化槽を設置

する（建物の改修又は増築による場合のほか、建て替えであっても、既設の建物と新設の建物の全部又は一部の位置が一致する場合を含む。）ことをいう。

6 この告示において「処分」とは、転換に伴う単独浄化槽又はくみ取便槽の汚泥処理（くみ取り）、清掃、消毒、撤去、運搬及び最終処分をいう。

7 この告示において「配管」とは、生活排水を浄化槽本体に流入させ、又は浄化槽本体で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管きょ、ポンプ設備及びますをいう。

（補助対象区域）

第3条 補助金の交付の対象となる区域は、市内の全ての区域（田川市污水处理施設条例（平成15年条例第9号）及び田川市星美台污水处理場条例（平成15年条例第10号）に定める污水处理施設の処理区域を除く。）とする。

（補助対象浄化槽）

第4条 補助金の交付の対象となる浄化槽は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 浄化槽からの放流水の総窒素濃度が1リットルにつき20ミリグラム以下又は総^{りん}濃度が1リットルにつき1ミリグラム以下の機能を有するもの

(2) 浄化槽からの放流水の総窒素濃度が1リットルにつき20ミリグラム以下及び総^{りん}濃度が1リットルにつき1ミリグラム以下の機能を有するもの

(3) 浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値が1リットルにつき5ミリグラム以下及び浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合が97パーセント以上の機能を有するもの

（補助金の交付）

第5条 市長は、前2条の規定に基づき、次に掲げる者であって、次項に掲げる要件を満たすものに対して、補助金を交付する。

(1) 専用住宅に10人槽以下の浄化槽を設置しようとする者

(2) 転換をしようとする者

2 補助金の交付の要件は、次のとおりとする。

(1) 田川市浄化槽の普及等の推進に関する条例（平成30年条例第16号。以下「条例」という。）第11条第1項に規定する浄化槽工事業者名簿に登録された浄化槽工事業者が施工し、かつ、条例第10条第1項に規定する技術講習会（直近のものに限る。

以下同じ。以下「技術講習会」という。)を受講した浄化槽設備士が実地に監督する浄化槽の設置工事を行うこと。

- (2) 別に定める浄化槽設置工事基準に適合すること。
 - (3) 福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年福岡県条例第31号）第2条の規定による登録を受けた浄化槽保守点検業者の従業員であって、技術講習会を受講したものに浄化槽の保守点検を行わせること。
 - (4) 田川地区広域環境衛生施設組合による浄化槽清掃業の許可を受けた浄化槽清掃業者の従業員であって、技術講習会を受講したものに浄化槽の清掃を行わせること。
 - (5) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者と浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査に関する一括契約（以下「一括契約」という。）を締結すること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（第4号及び第5号については、同一世帯の者を含む。）に対しては、補助金を交付しない。ただし、第2号及び第3号の規定の適用については第1項第1号に掲げる者に限る。
- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認の申請を行わずに浄化槽を設置する者
 - (2) 浄化槽を設置しようとする建物の所有権を有しない者
 - (3) 販売又は賃貸を目的とした専用住宅に浄化槽を設置する者（転換の場合を除く。）
 - (4) 市税を滞納している者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者
 - (6) その他市長が不相当と認める者
- （補助金額）

第6条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表第1の人槽の欄の区分に応じ、同表の補助金限度額の欄に定める金額を限度とする。

2 転換の場合にあつては、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度として前項の補助金額に加算する。

3 前項の場合において、各区分の加算金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の着工の10日前までに、補助金交付申請書兼誓約（宣誓）書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 法第5条第2項の期間を経過した浄化槽設置届出書の写し（浄化槽設置届出受理書の写しを添付すること。）又は建築基準法第6条第4項の規定による確認済証の写し
- (2) 設置場所の位置図及び建物の平面図（延床面積及び用排水配管の分かるもの。転換に係る申請にあっては、既設の単独浄化槽又はくみ取便槽の位置を記載すること。）
- (3) 工事内容及び工事費が確認できる書類
- (4) 市税の滞納のない証明書
- (5) 登記事項証明書、固定資産税評価証明書の写し等所有者を明らかにする書類
- (6) 土地を借りている者は、土地所有者の同意書
- (7) 要領の対象となる浄化槽にあっては、要領第12条に規定する登録浄化槽管理票（C票）及び同票の写し
- (8) 型式適合認定書別添仕様書及び図面等の放流水質が確認できる書類
- (9) 転換の場合にあっては、建築確認申請書の副本の写し等のくみ取便槽の設置時期が確認できる書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書兼誓約（宣誓）書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれその旨を通知する。

(変更等承認申請書)

第9条 前条第2項の規定により補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金の申請内容を変更（工期の変更を含む。）し、又は補助事業を廃止しようとするときは、変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出しその承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の変更等承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し

て、承認することとした者に対しては変更等承認通知書（様式第5号）により、承認しないこととした者に対しては変更等不承認通知書（様式第6号）によりそれぞれその旨を通知する。

- 3 補助対象者は、補助事業が当該年度内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助事業完了後速やかに（年度末にあつては当該年度の3月31日までに）実績報告書（様式第7号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置状況検査依頼書（検査手数料の払込受付証明書が貼付されたもの）の写し
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者と一括契約を締結したことがわかる業務委託契約書の写し
- (3) 浄化槽工事完了届出書の写し（浄化槽工事検査報告書の写しを添付すること。）
- (4) 浄化槽使用開始報告書の写し
- (5) 転換に係る申請にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票の写し
- (6) 浄化槽設置工事写真集（転換に係る申請にあつては、転換作業の状況を示す写真を添付すること。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第8号）により、速やかに補助対象者にその旨を通知する。

- 2 市長は、前項の規定により確定した補助金の交付額が、第7条第2項の規定により通知した交付決定金額（第9条第1項の規定に基づき変更の承認をした場合にあつては、同条第2項の規定により通知した額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求、交付）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第9号）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

2 補助対象者は、前項の規定により請求する補助金の受領を委任することができる。
（補助金交付の取消し）

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の全部又は一部の交付を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項又は第2項の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (5) 法第10条及び第11条の規定に反し、適正に保守点検、清掃又は定期検査を実施しなかったとき。
- (6) 一括契約を継続しないとき。
- (7) その他この告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、補助金交付取消通知書（様式第10号）により、速やかに補助対象者にその旨を通知する。
（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付を取り消したときは、補助金返還命令書（様式第11号）により、補助対象者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
（工事の確認）

第15条 市長は、補助事業を適正に執行するため、職員をして浄化槽の設置工事等の状況を実地において確認する。
（適用除外）

第16条 この告示は、国及び地方公共団体が設置する浄化槽には適用しない。
（委任）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則（平成5年3月15日告示第6号）

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 田川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成4年告示第10号）は、廃

止する。

附 則（平成 9 年 3 月 3 1 日告示第 1 5 号）

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の田川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、施行日以降に申請された補助金について適用し、施行日前に申請された補助金については、なお、従前の例による。

附 則（平成 9 年 5 月 6 日田環環第 3 6 号）

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年 3 月 2 5 日告示第 1 7 号）

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の田川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請された補助金について適用し、施行日前に申請された補助金については、なお、従前の例による。

附 則（平成 1 5 年 3 月 4 日告示第 1 0 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 3 月 3 0 日告示第 2 5 号）

この告示は、平成 1 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の田川市浄化槽整備事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請された補助金について適用し、施行日前に申請された補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 7 年 4 月 6 日告示第 1 8 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の田川市浄化槽整備事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請された補助金について適用し、施行日前に申請された補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 8 年 6 月 2 日告示第 6 2 号）

この告示は、平成 1 8 年 6 月 2 日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の田川市浄化槽整備事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請された補助金について遡及して適用し、施行日前に申請された補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 9 年 7 月 2 0 日告示第 6 4 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の田川市浄化槽整備事業補助金交付要綱の規定は、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 0 年 3 月 3 日告示第 2 3 号）

この告示は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 27 日告示第 72 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の田川市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成 21 年度の田川市浄化槽設置整備事業費補助金の交付から適用する。

附 則（平成 25 年 1 月 17 日告示第 9 号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。ただし、第 4 条及び第 5 条の改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の田川市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第 4 条及び第 5 条の規定は、平成 25 年度の田川市浄化槽設置整備事業費補助金の交付から適用する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日告示第 94 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、改正後の田川市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成 29 年度から平成 31 年度までの田川市浄化槽設置整備事業費補助金の交付に適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 18 日告示第 43 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、改正後の田川市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成 31 年度からの田川市浄化槽設置整備事業費補助金の交付について適用する。

附 則（令和 2 年 1 月 1 日告示第 125 号）

この告示は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日告示第 43 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日告示第 30 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第6条関係）

転換以外の場合の補助金額

人 槽	補助金限度額
5人	332,000円
6及び7人	414,000円
8人から10人まで	548,000円

転換の場合の補助金額

人 槽	補助金限度額
5人	832,000円
6及び7人	914,000円
8人から10人まで	1,048,000円
11人から20人まで	1,439,000円
21人から30人まで	1,972,000円
31人から50人まで	2,537,000円
51人以上	2,826,000円

別表第2（第6条関係）

単独浄化槽からの転換の場合における加算金額

区 分	加算金限度額
単独浄化槽の処分に要する費用	90,000円
配管設置工事に要する費用	300,000円

くみ取便槽からの転換の場合における加算金額

区 分	加算金限度額
くみ取便槽の処分に要する費用	60,000円
配管設置工事に要する費用	140,000円

(裏)

単独浄化槽又はくみ取便槽からの転換の場合（交付申請額算定）							
項目	浄化槽設置費①	単独処分費②	単独配管設置費③	くみ取処分費④	くみ取配管設置費⑤	交付申請額 ①+②+③+④+⑤	
契約額							
限度額		90,000円	300,000円	60,000円	140,000円		
交付額							

※ 各項目の契約額が限度額未満の場合は、契約額の1,000円未満を切り捨てた額が交付額となる。
※ 契約額と限度額を比較していずれか少ない額を交付額とする。

世帯の状況							
続柄	氏名		年齢	続柄	氏名		年齢
世帯主							
	生年月日	・	・		生年月日	・	・
	生年月日	・	・		生年月日	・	・
	生年月日	・	・		生年月日	・	・
	生年月日	・	・		生年月日	・	・

※ 補助金の交付の対象となる住宅に居住する全ての世帯員を記載すること。

【誓約事項】

- 1 私が設置する浄化槽に係ることで苦情又は紛争があった場合は、当事者間で責任をもって解決します。
- 2 浄化槽の使用に当たっては、法令等を遵守することはもちろんのこと、保守点検及び清掃については、専門業者に委託します。
- 3 浄化槽法（昭和58年法律第43号）等の規定に基づく水質に関する検査実施後、検査結果書の写しを速やかに市に提出します。
- 4 行政指導に対しては、誠意をもって対応します。
- 5 浄化槽の排水の取水調査等に際し、市の職員が敷地に立ち入ることを承諾します。
- 6 浄化槽工事に際しては、国が定める浄化槽工事の技術上の基準及び田川市が定める工事基準を遵守して施工します。
- 7 住宅用途の建物に浄化槽を設置する場合は、国庫補助基準に適合した浄化槽を設置します。

田 第 号
年 月 日

様

田 川 市 長

補助金交付決定通知書

さきに申請のあった浄化槽設置整備事業費補助金については、田川市個人設置・公的管理型浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき下記のとおり決定したので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定金額 ¥ 円

- 2 交付条件等
 - (1) 補助対象者は、補助対象者が補助金交付申請書に記載した工期に基づき、その期限までに補助事業を完了すること。
 - (2) 補助対象者は、補助金の申請内容を変更（工期の変更を含む。）し、又は補助事業を廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助対象者は、補助事業完了後速やかに（年度末にあつては当該年度の3月31日までに）実績報告書を提出すること。
 - (4) その他田川市補助金交付規則及び田川市個人設置・公的管理型浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第3号（第8条関係）

田 第 号
年 月 日

様

田 川 市 長

補助金不交付決定通知書

さきに申請のあった浄化槽設置整備事業費補助金については、下記の理由により不交付と決定したので、田川市個人設置・公的管理型浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

理 由

様式第6号（第9条関係）

田 第 号
年 月 日

様

田 川 市 長

変 更 等 不 承 認 通 知 書

さきに申請のあった変更等については、下記のとおり承認しないこととしたので、田川市
個人設置・公的管理型浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知
します。

記

1 変更等の内容 変更・廃止

2 不承認事項

様式第8号（第11条関係）

田 第 号
年 月 日

様

田 川 市 長

補助金交付確定通知書

さきの実績報告のあった浄化槽設置整備事業費補助金については、下記のとおりその額を確定したので、田川市個人設置・公的管理型浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

交付確定金額 円

年 月 日

田 川 市 長 殿

申 請 者	現住所	〒	
	氏名	印	
	電話番号	-	-

補助金交付請求書

浄化槽設置整備事業費補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

金額	¥ _____ 円			
金融機関	() 銀行・信用金庫・農協 () 支店			
	預金項目	普通・当座	口座番号	
フリガナ				
口座名義人				

※申請者と口座名義人が異なる場合は、下記により委任してください。

上記口座名義人を代理人として、補助金の受領を委任します。

住所 _____

委任者 _____

氏名 _____

住所 _____

受任者 _____

氏名 _____

完了立会検査時確認欄						
口座確認			受領委任			
確認日	確認者	応対者	確認日	確認者	応対者	
					委任者	受任者

※振り込みには、完了立会検査後約1か月の期間を要します。

様式第11号（第14条関係）

田 第 号
年 月 日

様

田 川 市 長

補助金返還命令書

年 月 日付け田 第 号で交付を取り消した浄化槽設置整備
事業費補助金について、田川市個人設置・公的管理型浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱
第14条の規定に基づき返還を命じます。

記

1 返 還 額 ¥ 円

2 返 還 期 限 年 月 日まで